

 $\bigcirc$ 

平成20年9月26日(金) 第1980号

毎週火・金曜日発行

目	次

	告示
	指定居宅介護支援事業者の指定
	山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程(出 納 局)1272
	労働委員会関係
	告 示
	地方公営企業等の労働関係に関する法律に基づく非組合員の範囲の認定(労働委員会) 同
	公告
	特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告(税 政 課)1273
	農地保有合理化事業の実施に関する規程の変更の承認(庄内総合支庁農業振興課) 同 指定管理者の募集(庄内総合支庁港湾事務所) 同
	同
	県営住宅入居者の一般公募(村山総合支庁建築課)1275
	同   (置賜総合支庁建築課)1279
	同 (庄内総合支庁建築課)…1281
	告示
п	
•	・宗吉小弟の35号 ▸護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定
,	度がKM()がってAFA120つ/おTOKを「残いMMにより、16MMで16をX扱事業省でMのでのり16M
,	亚代20年 0 日20日

山;

平成20年 9 月26日

弘 山形県知事 鵉 藤

指定居宅介護支援事業者の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日
医療法人社団 こくの医院	ほっと新庄居宅介護支援事業所	₩ ct 20 0 12
新庄市大字泉田字泉田10番地の1	新庄市大字泉田字下村西19番地の72	平成20. 9.12

# 山形県告示第834号

次の開発行為は、完了した。

平成20年9月26日

山形県知事 齋 藤 弘

1 許可番号

平成20年7月24日 指令村総建第5011号

2 開発区域に含まれる地域の名称

尾花沢市大字芦沢字清水頭29 - 3、940 - 6、940 - 29、1048 - 1、1049 - 2、1050、1051、1052、1053、1056、

1057

3 開発許可を受けた者の所在地及び名称 尾花沢市大字芦沢字清水頭29番の3

株式会社 オザマ製作所

### 山形県告示第835号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年9月26日

山形県知事 齋 藤

弘

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程(昭和39年8月県告示第703号)の一部を次のように改正する。

別表第5中

商工組合中央金庫 山 形支店

株式会社商工組合中央 金庫 山形支店

に改める。

附 則

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

# 労働委員会関係

告 示

## 山形県労働委員会告示第2号

地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第5条第2項の規定により、労働組合法(昭和24年法律第174号)第2条第1号に規定する者の範囲を次のとおり平成20年9月18日認定した。

なお、平成19年12月4日山形県労働委員会告示第1号(地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の 規定による告示)は、廃止する。

平成20年9月26日

山形県労働委員会 会 長 濱 田 宗 一

1 地方公営企業等の名称

県が経営する電気事業、工業用水道事業、公営企業資産運用事業、水道用水供給事業及び駐車場事業

2 組合の名称又は表示

前項に掲げる事業に従事する職員が結成し、又は加入する労働組合

3 労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲

勤		務		筃		F	f	労 働 組 合 法 第 2 条 第 1 号 に 規 定 す る 者
	本						局	局長、参事、課長、主幹、総務企画課副主幹、課長補佐(課長に 事故がある場合その事務を代決する者1人及び局の人事、労務又 は経理を担当する者に限る。)総務企画課総務専門員、同課職員 主査及び同課財務主査
Щ	南	部	総	合	事	務	所	所長及び副所長
形県	南置	部	総賜	合	事 支	務	所所	支所長及び副支所長
企		部	総	合	事	務	所	所長及び副所長
業局	北最	部	総上	合	事支	務	所 所	支所長及び副支所長

北	部	総	É	<u></u>	事	務	所	支所長及び副支所長
酒		田			支		所	
発	電	所	建	設	事	務	所	所長

公 告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成20年 9 月26日

山形県知事 齋 藤 弘

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

税務総合電算システム修正(地方法人特別税関連)業務 一式

- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 山形県総務部税政課課税担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)3022
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成20年8月29日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所 株式会社 Y C C情報システム 山形市松波四丁目 5番12号
- 5 随意契約に係る契約金額 90,489,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第 372号)第10条第1項第2号該当

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、農地保有合理 化事業の実施に関する規程の変更を次のとおり承認した。

平成20年9月26日

山形県知事 齋 藤 弘

1 農地保有合理化事業を行う者の名称及び住所

庄内たがわ農業協同組合

鶴岡市上藤島字備中下3番の1

2 農地保有合理化事業の実施地域

鶴岡市(平成17年9月30日における東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町の区域に限る。)並びに東田川郡三川町及び同郡庄内町における農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第6条第1項の規定により指定された農業振興地域

- 3 農地保有合理化事業の種類
  - (1) 法第4条第2項第1号に規定する農地売買等事業(農用地等を借り受けて、当該農用地等を貸し付ける事業に限る。)
  - (2) 法第4条第2項第2号に規定する農地売渡信託等事業
- 4 承認年月日

平成20年9月16日

\_\_\_\_\_

第1酒田プレジャーボートスポットの指定管理者を次のとおり募集する。

平成20年 9 月26日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 募集する施設の名称及び所在地
  - (1) 名 称 第1酒田プレジャーボートスポット
  - (2) 所在地 酒田市大浜地内

### 2 指定の期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

3 申請者に必要な資格

県内に事業所を有する法人又はその他の団体(以下「法人等」という。)で、次に掲げる要件をすべて満たす ものであること。なお、共同企業体が申請する場合においては、構成員もすべてこれを満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(同条を準用する場合を含む。)の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (2) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。
- (4) 法人等の代表者等(法人の場合は法人の役員(非常勤役員を含む。) 支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)でないこと。
- (5) 暴力団員等がその事業活動を支配していないこと。
- (6) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがないこと。
- (7) 法人等の代表者等に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく更生又は再生 手続をしていないこと。
- (9) 国税及び地方税等を滞納していないこと。
- (10) 共同企業体においては、代表団体を決めていること。
- (11) 重複応募は、単独と共同企業体間、共同企業体同士間のいずれにおいてもできないこと。
- 4 申請書の受付期間及び受付方法
  - (1) 受付期間 平成20年10月10日(金)から同月27日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法をとることとし、受付期間内必着とする。
  - (2) 受付方法 下記に持参又は郵送すること。

山形県庄内総合支庁建設部港湾事務所 港政管理担当

郵便番号 998-0036 酒田市船場町二丁目 5番15号 電話番号 0234 - 26 - 5635

- 5 募集要項等
  - (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年3月県条例第11号) 山 形県港湾施設管理条例(昭和51年3月県条例第29号) 山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関す る条例施行規則(平成17年3月県規則第8号)及び募集要項によること。
  - (2) 募集要項の配布期間は、平成20年9月26日(金)から同年10月20日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時までとし、配布場所は、4の(2)に掲げる場所とする。なお、募集要項の郵送を希望する場合は、4の(2)に掲げる担当に問い合わせること。また、山形県のホームページからも入手することができる。
  - (3) その他この募集に関する問い合わせは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

鼠ヶ関マリーナの指定管理者を次のとおり募集する。

平成20年9月26日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 募集する施設の名称及び所在地
  - (1) 名 称 鼠ヶ関マリーナ
  - (2) 所在地 鶴岡市鼠ヶ関地内
- 2 指定の期間

平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

3 申請者に必要な資格

県内に事業所を有する法人又はその他の団体(以下「法人等」という。)で、次に掲げる要件をすべて満たす ものであること。なお、共同企業体が申請する場合においては、構成員もすべてこれを満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(同条を準用する場合を含む。)の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (2) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。
- (4) 法人等の代表者等(法人の場合は法人の役員(非常勤役員を含む。) 支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)でないこと。
- (5) 暴力団員等がその事業活動を支配していないこと。
- (6) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがないこと。
- (7) 法人等の代表者等に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく更生又は再生手続をしていないこと。
- (9) 国税及び地方税等を滞納していないこと。
- (10) 共同企業体においては、代表団体を決めていること。
- (11) 重複応募は、単独と共同企業体間、共同企業体同士間のいずれにおいてもできないこと。
- 4 申請書の受付期間及び受付方法
  - (1) 受付期間 平成20年10月10日(金)から同月27日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法をとることとし、受付期間内必着とする。
  - (2) 受付方法 下記に持参又は郵送すること。
    - 山形県庄内総合支庁建設部港湾事務所 港政管理担当
    - 郵便番号 998-0036 酒田市船場町二丁目5番15号 電話番号 0234-26-5635
- 5 募集要項等
  - (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年3月県条例第11号) 山形 県港湾施設管理条例(昭和51年3月県条例第29号) 山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則(平成17年3月県規則第8号)及び募集要項によること。
  - (2) 募集要項の配布期間は、平成20年9月26日(金)から同年10月20日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時までとし、配布場所は、4の(2)に掲げる場所とする。なお、募集要項の郵送を希望する場合は、4の(2)に掲げる担当に問い合わせること。また、山形県のホームページからも入手することができる。
  - (3) その他この募集に関する問い合わせは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

公営住宅法(昭和26年法律第193号)第22条第1	項の規定により、	山形県県営住宅の入居者	-般公募を次のとお
り行う			

平成20年9月26日

山形県知事 齋 藤 弘

翢 礨 の家賃 に相当 する額 月分 谻 敷 EE 300 300 000 500 500 41,700 9 400 500 200 9 200 9 200 が238, え268, の者 46, 45, 42, 8 65, 36, 20 6 22 田000 57,100 8 902 300 300 9 300 9 80 ,700 400 300 200 200 収入が200,0 を超え238,0 以下の者 45, 6, 42, 35, 36, 43, 55, 24, 23, 43, 4 35 3 田田 000 000 800 009 ,900 ,400 ,300 9 900 900 300 900 400 900 400 収入が178,0 を超え200,0 以下の者 38 33 34 35 47 20 30 49, 30 3 37 37 7 27 田000 300 99, 900 900 800 400 009 300 800 500 400 80 500 200 収入が153,( を超え178,( 以下の者 32 34 30 3 32  $\underline{\infty}$ 17 26 42 26 27 32 23 田000 洲 900 009 200 100 ,400 90 27,700 100 9 700 200 400 000 000 収入が123, を超え153, 以下の者 5, 29, 25, 26, 35, 5 22, 36, 23, 20, 27 22 27 収入が 123,000円 以下の者 ,000 21,100 ,600 900, 900 ,400 ,700 ,500 ,600 ,500 900 ,800 ,800 ,000 23, 23 22, 2 2, <u>∞</u> 29, ω, <u>o</u> 6, 7 尔 田 密  $\boxtimes$ 牚 数 ⇔⊩ 1戸当たり 住戸専用 面 報 平方メートル 63.1  $\infty$ 0 9 9 0  $\infty$  $\infty$  $^{\circ}$ 0 9  $^{\circ}$ 4  $\infty$ 椝 6 4 63 62 62 62 8 69 62 7 2 5 6  $\prec$  $\prec$  $\prec$ 犯形3  $\Box$ 弫  $\Box$  $\Box$  $^{\circ}$  $_{\infty}$  $^{\circ}$  $\sim$ ₩ 東村山郡山辺町 近江1-1  $\blacksquare$ H 8035  $\blacksquare$  $\blacksquare$ 臣, ] 小白川町3 7日27 - 15 İΤ ⊕ □ □ 18841 払 迺 Ш  $\vdash$ 市美咲町 :市駅西: - 30 İΤ Ī 対り 囙 9 臣 悟, 深 34 34 仕 旨 榧 4 量 岖 市の ~ 6 8 通 ത 205 天童<sup>[</sup> 目2 **₩** 朌 . - 공류 田組 回2 **□** ∞ 回一 回讪 ゴト 同大~同 住宅の名称 松町アパ--宮町アパ-号 深町アパ-:号 天童駅西7 ・ト 2 号 近江アパ-号 Ĭ 原アパ・ E 高アパ・ P 郶 冭 (南山形) 11号 天童南記 -ト4号 徊 あた。 圖中 业 叩 H -中中 ᄣ  $^{\circ}$ 7 鳭 加 上⊪ 嘭 回ム 回上 回上 同パ 同パ 同上 回上 ⊪ Ⅰ 回Ⅰ 回上

<u> </u>	成20年 9	月26日(金曜日	)	山	形	県	公	報	第1980号	
	0									
48,200	42,800									
41,900	37,200									
36,300	32,200									
31,500	27,900									
26,600	23,600									
21,900	19,500									
<u> </u>	<u>ID'</u>									
<b>~</b>	-									
1.7	62.6									
	<u> </u>									
西村山郡河北町 谷地荒町東一丁 目4-1	尾花沢市新町一 丁目 9 - 36									
同 谷地アパート2号	同 尾花沢アパ -ト									

- (注)「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。
  - (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
  - (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
  - (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
  - (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者 1 人につき 270,000円 (その者が特別障害者である場合には400,000円)
  - (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫 1 人につき 270,000円 (その者の 所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)
- 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。) があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又は口に掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又は口に定める金額を超えないこと。 イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円
  - (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合
    - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで
    - b 精神障害(知的障害を除く。)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第 155号)第6条第3項に規定する1級又は2級
    - c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度
  - (I) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合
  - (川) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合
    - a 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国 土交通省令で定める程度であるもの
    - b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生大 臣の認定を受けている者
    - c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者
  - (二) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合
  - ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円
- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)でないこと。
- 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用(身障者用)」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用(高齢・身障者用)」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。 募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯、多子世帯、 過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯 の当選確率を優遇して公開抽選とする。

- 4 申込期間及び方法
  - (1) 申込期間 平成20年10月3日~同月9日まで(月曜日は休館日となります。)(受付時間AM10:00~PM6:00) (ただし、郵送の場合は、平成20年10月9日までの消印のあるものに限り有効とする。)
  - (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル22階

山形県すまい情報センター

5 入居の時期 平成20年12月1日

公営住宅法(昭和26年法律第193号)第22条第 1	項の規定により、	山形県県	見営住宅の	)人居者-	-般公募を次のとお
リ行う。 平成20年 9 月26日					
	山形!	<b>県知事</b>	齋	藤	弘

		稇				
		辉				
		敷金	3月分	※ 相 を買い 記言	() () ()	
		収入が238,000円 を超え268,000円 以下の者	30,100	49,200	56,700	35,200
	賃	収入が200,000円 を超え238,000円 以下の者	26,200	42,800	49,400	30,700
		収入が178,000円 を超え200,000円 以下の者	22,700	37,100	42,700	26,500
		収入が153,000円 を超え178,000円 以下の者	19,600	32,100	37,000	23,000
	洲	収入が123,000円 を超え153,000円 以下の者	16,600	27,200	31,300	19,400
		収入が 123,000円 以下の者	13,700	22,400	25,800	16,000
		☆	一般用	<u> </u>	<u> </u>	
		公戸客数	1	<b>—</b>	<b>—</b>	1
	格	1戸当たり 住戸専用 面 積	平方メートル 55.7	68.8	75.4	59.3
	規	住宅形式	3 D K	<u>ID</u>	<u> </u>	
渉		所 在 地	米沢市中田町 901 - 2	同 658 - 3	<u> </u>	南陽市三間通 1229 - 2
県営住宅の名称等		位答	県営中田第二ア パート2号	同 中田第一ア パート2号	日 6号	同 桜木アパート1号
				I	l	

- (注)「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。
- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控 除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者 1 人につき 270,000円 (その者が特別障害者である場合には400,000円)
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円(その者の 所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)
- 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。) があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又は口に掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又は口に定める金額を超えないこと。 イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円
  - (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合
    - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで
    - b 精神障害(知的障害を除く。)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第 155号)第6条第3項に規定する1級又は2級
    - c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度
  - (I) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合
  - (ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合
    - a 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国 土交通省令で定める程度であるもの
    - b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生大 臣の認定を受けている者
    - c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者
  - (二) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合
  - ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円
- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)でないこと。
- 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用(身障者用)」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用(高齢・身障者用)」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。 募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯、多子世帯、 過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯 の当選確率を優遇して公開抽選とする。

- 4 申込期間及び方法
  - (1) 申込期間 平成20年10月6日から同月10日まで(受付時間AM10:00~PM5:00)(ただし、郵送の場合は、平成20年10月10日までの消印のあるものに限り有効とする。)
  - (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 山形県すまい情報センター 置賜事務所
- 5 入居の時期 平成20年12月上旬

公営住宅法(昭和26年法律第193号)第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者一般公募を次のとおり行う。

平成20年9月26日

山形県知事 齋 藤 弘

		展			厄旨東	
		辉				
		佣	3月分	が相を関うます。	泛 ()	
			∞ (	3 다 #	رح	
		収入が238,000円   を超え268,000円   以下の者	46,400	50,400	36,800	36,800
	年民	収入が200,000円 を超え238,000円 以下の者	40,400	43,900	32,000	32,000
		収入が178,000円 を超え200,000円 以下の者	32,000	38,000	27,700	27,700
		収入が153,000円 を超え178,000円 以下の者	30,300	32,900	24,000	24,000
	₩	収入が123,000円 を超え153,000円 以下の者	25,600	27,900	20,300	20,300
		収入が 123,000円 以下の者	21,100	23,000	16,700	16,700
		☆	一般用	<u> </u>		
		公戸参数	1	-	2	8
	格	1戸当たり 住戸専用 面 積	平方メートル 77 . 0	69.3	54.6	54.6
	捐	住宅形式	3 D K	<u>[]</u>	2 D K	<u> </u>
絥		所 在 地	鶴岡市美原町18 - 1	同 末広町23 - 62	酒田市若宮町二 丁目1-3	
県営住宅の名称等		<b>か</b>	県営美原アパー ト2号B	同 末広アパート2号B	同 川南アパート3号	

- (注)「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。
  - (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
  - (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控 除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
  - (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
  - (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者 1 人につき 270,000円 (その者が特別障害者である場合には400,000円)
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円(その者の 所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)
- 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又は口に掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又は口に定める金額を超えないこと。 イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円
  - (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合
    - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで
    - b 精神障害(知的障害を除く。)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第 155号)第6条第3項に規定する1級又は2級
    - c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度
  - (I) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合
  - (ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合
    - a 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国 土交通省令で定める程度であるもの
    - b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生大 臣の認定を受けている者
    - c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者
  - (二) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合
  - ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円
- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)でないこと。
- 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用(身障者用)」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用(高齢・身障者用)」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。 募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯、多子世帯、 過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯 の当選確率を優遇して公開抽選とする。

- 4 申込期間及び方法
  - (1) 申込期間 平成20年10月6日~同月10日まで(受付時間AM10:00~PM5:00)(ただし、郵送の場合は、平成20年10月10日までの消印のあるものに限り有効とする。)
  - (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 山形県すまい情報センター 庄内事務所
- 5 入居の時期 平成20年12月上旬

| 〒990-0047 | 山形市旅篭町二丁目 1-21 | 日刷所 | 坂 部 日 刷 株 式 会 社 日刷者 | 坂 部 登 電話 山形(631)2057 (631)2056